

青森県報

第三千二百五十七号

平成二十二年
七月二日

(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	三
道路の供用の開始	(道路課)	三

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(防災消防課)	三
建設業者の許可の取消し	(東青地政局)	四
右 同	(三八地政局)	四
右 同	(同)	四
出先機関	(同)	四
土地改良区の役員の就任	(中南地政局)	四
土地改良区の役員の住所変更	(西北地政局)	五
土地改良区の役員の退任	(上北地政局)	五

土地改良事業の工事の完了……………(同)……………五

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同)……………五

土地改良事業の工事の完了……………(同)……………六

告 示

青森県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
テルス石渡薬局	弘前市大字石渡三丁目一三の三二	平成三〇・四・三〇
テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一五	〃

青森県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
テルス石渡薬局	弘前市大字石渡三丁目一三の三二	平成三〇・五・一
テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一五	〃

青森県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
稲本胃腸科外科医院	十和田市穂並町一〇の七	平成三・五・一元

青森県告示第四百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社あすら 社会福祉法人長老会	青森市大字幸畑字松元五八の三 コーポタカシゲ一〇三号	訪問介護	ヘルパーステーション なみのこ	むつ市松原町二九二の一〇	平成三・六・三
	三戸郡南部町大字境渡字東あかね五の二二五	通所介護	ぼたんの里デイサービスセンター	三戸郡南部町大字沖田面字千刈四五	平成三・六・二四

青森県告示第四百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	
株式会社らぼるけあ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	居宅介護支援事業所ケアプランニング真ごころ	八戸市柏崎四丁目一六の二九	平成三・六・一〇
有限会社すかい	青森市自由ヶ丘二丁目二一の二五	すかい居宅介護支援事業所	青森市花園二丁目四四の七	三・六・三
有限会社赤坂電子工業	十和田市西十四番町一三の五	青い森ホームケアつるおい	十和田市大字三本木字西小稲二〇六の二	"

青森県告示第四百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	名称	所在地	
株式会社あすら	青森市大字幸畑字松元五八の三 コーポタカシゲ一〇三号	ヘルパーステーション なみのこ	むつ市松原町二九二の一〇	平成三・六・三
		介護予防訪問介護		

社会福祉法人長老会	三戸郡南部町大字坂渡字東あかね五の二二五	介護予防通所介護	ぼたんの里デイサービスセンター	三戸郡南部町大字沖田面字千刈四五	三・六二四
-----------	----------------------	----------	-----------------	------------------	-------

青森県告示第四百三十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひかり調剤薬局	弘前市大字品川町二四の一	平成三・七一

青森県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年八月一日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道 名川階上線	三戸郡階上町大字赤保内字野沢七の一から三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添一七の三一まで	平成三・七二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県総合防災情報システム改修業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部防災消防課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年四月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日本無線株式会社
東京都三鷹市下連雀五丁目の一
- 六 契約金額
金 九千四百五十万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十二年三月十七日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社石村興産

二 代表者の氏名 石村 明男

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字杉沢字井の上六一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第二一九二七号

五 取消年月日 平成二十二年六月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社工藤

二 代表者の氏名 工藤 美佐男

三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷区大字中野字大久保一八の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第三〇〇〇九八号

五 取消年月日 平成二十二年六月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 松栄建設

二 氏名 岩淵 弘子

三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目一八の一四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七二九七号

五 取消年月日 平成二十二年六月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平

川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

中 南 地 域 県 民 局 長 深 澤 守

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	成 田 司 岩 淵 義 美	平 川 市 大 坊 福 田 一 四 の 六 〇 〇 〇 〇	平 成 三 〇 二

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

西 北 地 域 県 民 局 長 小 野 徳 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住 所 変 更 の 年 月 日
理 事	奈 良 孝 一	旧住所 五所川原市太田山の井一七五 新住所 五所川原市太田山の井三二の三	平 成 三 〇 二

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

上 北 地 域 県 民 局 長 小 林 巧 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	角 田 三 茂	上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢九七四	平 成 三 〇 七

土地改良事業の工事の完了

切田地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

上 北 地 域 県 民 局 長 小 林 巧 一

- 一 県営土地改良事業の名称
ため池等整備事業（用排水施設整備）
- 二 工事完了年月日
平成二十二年三月十七日

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川内町土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

下 北 地 域 県 民 局 長 佐 藤 仁

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	福 永 忠 雄	むつ市川内町休所四二の一六一	平 成 三 〇 七 就 任
"	仙 台 金 義	川内町川内三九九	"
"	野 里 岩 雄	川内町下小倉平一一二の一	"
"	村 口 豊	川内町上小倉平一三三の一	"
"	徳 田 兼 太 郎	川内町前田六六の四	"

監事	赤松 功	川内町 檜川 稻沢 一六の一	
〃	板井 磯美	川内町 中畑 二七の一	
〃	八木 橋洋一郎	川内町 川内 四三四の一〇	
〃	福永 忠雄	川内町 休所 四二の一六一	三・一〇・六 退任
〃	仙台 金義	川内町 川内 三九九	
〃	野里 岩雄	川内町 下小倉 平一一二の一	
〃	村口 豊	川内町 上小倉 平一三三の一	
〃	徳田 兼太郎	川内町 前田 六六の四	
〃	赤松 功	川内町 檜川 稻沢 一六の一	
〃	板井 磯美	川内町 中畑 二七の一	

土地改良事業の工事の完了

上流地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

下北地域 県民局長 佐藤 仁

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業

二 工事完了年月日

平成二十二年五月十七日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭